

令和 5 年度 版

# 事業概要

( 令和 4 年度 実績 )

三重県障害者相談支援センター

# 目 次

<b>第1 概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1 沿革	
2 名称・所在地・建物配置図等	
3 所管区域	
4 組織及び職員配置	
<b>第2 業務内容</b> . . . . .	<b>7</b>
1 総務・身体障害者支援課	
2 知的障害者支援課	
<b>第3 令和4年度業務実績</b> . . . . .	<b>12</b>
1 総務・身体障害者支援課	
(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3) 身体障害者手帳交付者数	
(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師	
(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7) 療育手帳交付者数	
(8) 相談業務	
(9) 判定業務	
(10) 判定等実施状況	
(11) 判定依頼件数の過去5年間の推移	
(12) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移	
(13) 判定依頼状況の過去5年間の推移	

- (14) 更生医療の判定件数
- (15) 補装具判定の状況
- (16) 研修の状況
- (17) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務
- (18) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

## 2 知的障害者支援課

- (1) 年度別相談人員の推移
- (2) 相談形態割合
- (3) 相談判定処理状況
- (4) 市町別相談判定状況
- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

## 第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実に向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなり、今日に至っています。

### 1 沿革

#### (1) 身体障害者更生相談所の沿革

- |           |  |
|-----------|--|
| 昭和27年10月  | 三重県民生部厚生課内に設置  |
| 昭和30年6月   | 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）の設置に伴い移転                        |
| 昭和60年4月   | 三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾670番地2）の整備に伴い、同センター内に移転         |
| 平成21年4月1日 | 「障害者相談支援センター」（津市一身田大古曾670番地2）として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合 |

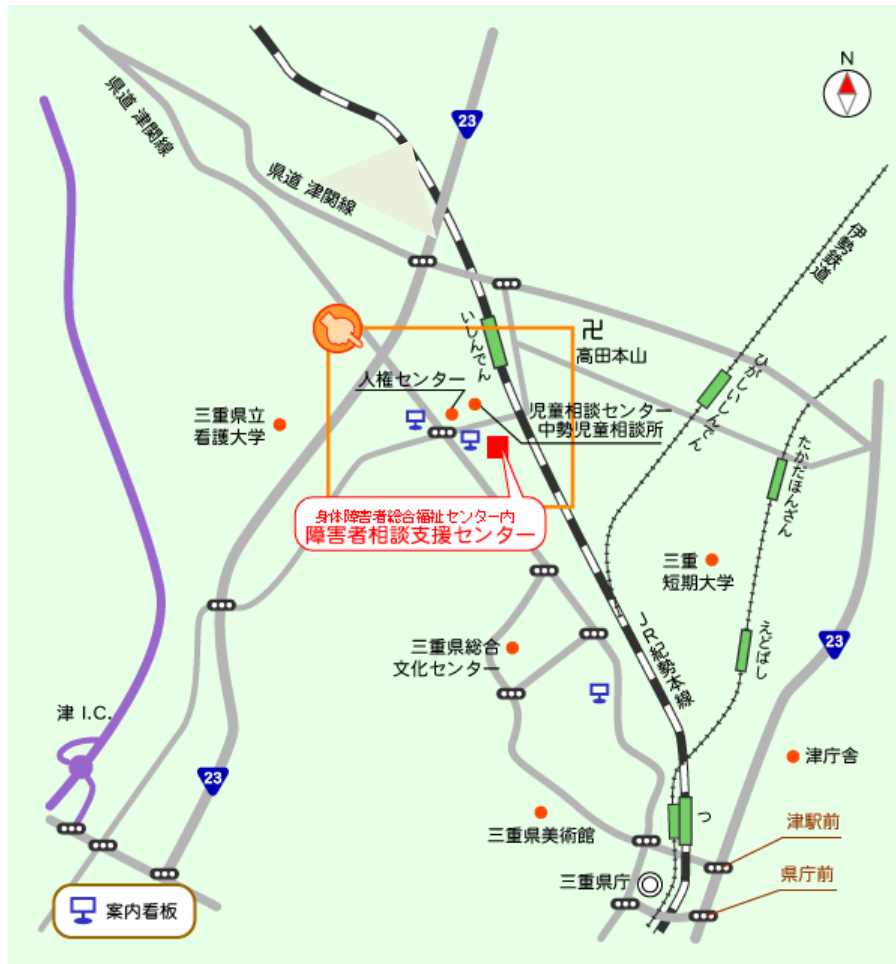
#### (2) 知的障害者更生相談所の沿革

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 昭和35年7月1日 | 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）内に併置 |
|-----------|-------------------------------|

- 昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」（津市城山 1 丁目 12-2）内に移転・併置
- 昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所（津市鳥居町 258）内に移転・併置
- 平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築（津市一身田大古曾字雁田 694-1）に伴い移転
- 平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばたき」（津市城山 1 丁目 12-2）を整備、移転
- 平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したことに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更  
※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設として運営
- 平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670 番地 2）内に移転

## 2 名称・所在地・建物配置図等

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2  
TEL 059-236-0400 (総務・身体障害者支援課)  
059-232-7356  
059-232-7531 (知的障害者支援課)  
FAX 059-231-0687  
E-mail shogaic@pref.mie.lg.jp  
HP <http://www.pref.mie.lg.jp/SHOGAIC/HP/>
- ・案内図



交通：JR 一身田駅から徒歩約 10 分  
津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」  
「人権センター口」から徒歩約 3 分

・建物配置図等（三重県身体障害者総合福祉センター）

※ 三重県障害者相談支援センター使用部分



※ 配置については、一部変更される場合があります。

※ 三重県身体障害者総合福祉センター（平屋建て）

敷地面積 66,417.71 m<sup>2</sup>

建物延べ面積 8,172.30 m<sup>2</sup> (396.235 m<sup>2</sup>)

( ) は、三重県障害者相談支援センターの面積【玄関等共用面積を除く】

### 3 所管区域

三重県全域

(9 障害保健福祉圏域)

14 市 15 町



令和5年4月1日

地域名	総数	男	女	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	212,077	105,257	106,820	12.2%	87,817	11.7%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	369,226	184,605	184,621	21.3%	163,117	21.8%	四日市市・三重郡
鈴鹿	241,907	120,567	121,340	14.0%	104,439	13.9%	鈴鹿市・亀山市
津	269,973	131,402	138,571	15.6%	118,884	15.9%	津市
松阪	199,046	95,154	103,892	11.5%	82,761	11.0%	松阪市・多気郡
伊勢	218,802	103,211	115,591	12.6%	94,737	12.6%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	159,467	77,464	82,003	9.2%	68,062	9.1%	名張市・伊賀市
尾鷲	28,750	13,319	15,431	1.7%	14,400	1.9%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	32,615	15,082	17,533	1.9%	15,690	2.1%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,731,863	846,061	885,802	100.0%	749,907	100.0%	



#### 4 組織及び職員配置（令和5年4月1日現在）

所長（事務）		1名
総務・身体障害者支援課	課長（事務）	1名
	事務	5名
	看護師	2名
	行政事務支援員	2名
	医師（非常勤嘱託）	9名
知的障害者支援課	課長（事務）	1名
	ケースワーカー （事務2名）	2名
	心理判定員	5名
	医師（非常勤嘱託）	1名

#### 【再掲】

事務吏員	9名
技術吏員	7名
行政事務支援員（事務）	2名
嘱託医	10名

## 第2 業務内容

### 1 総務・身体障害者支援課

身体障害者福祉法第 11 条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成 15 年 3 月 25 日、障発 0325001 号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

#### (1) 身体障害者手帳の交付業務

平成 18 年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

#### (2) 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項医師の指定業務

#### (3) 療育手帳の交付業務

平成 18 年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

#### (4) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な判定業務は次のとおりです。

- ①身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定
- ②補装具の処方及び適合判定
- ③施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

#### (5) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

重症心身障害者については、療養介護（鈴鹿病院・三重病院・済生会明和病院）の利用（入所）を希望する18歳以上の者を対象に利用調整を実施しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

#### (6) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

#### (7) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局、訪問看護ステーションからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

#### (8) その他庶務、経理業務

## 2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令第1条、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 市町の更生援護の実施に関し、市町相互間の連絡及び調整、市町に対する情報提供その他必要な援助（市町が施設入所させて更生援護を行い、

又は更生援護を行うことを委託する措置に係るものに限る。)

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定
- ・ 障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の支給決定に際し意見を述べ、また、技術的事項について協力並びに援助
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付

#### (1) 相談・判定

知的障がい者の生活全般にわたり、市町を通じて本人、家族その他からの相談に応じ、医学的及び心理学的判定等を行い、その福祉に寄与するために必要な支援を行っています。

##### ① 実施方法

###### ア 来所相談

障害者相談支援センターにおいて、対象者に関する各種相談を受け、必要に応じて心理学的判定等を実施しています。

###### イ 巡回相談

障害者相談支援センターから遠隔地である等の事情により、年間計画を立てて居住市町等へ出向き、相談、判定に応じています。

##### ② 相談内容

###### ア 施設相談

障害者支援施設等への入所、通所利用に関する相談

###### イ 職親委託相談

生活指導及び技能習得訓練等を受けるための職親委託に関する相談

###### ウ 職業相談

職業に就かせることについての相談又は職業安定所等への紹介の相談

###### エ 医療保健相談

医療又は保健指導等の相談及び医療保健施設等への紹介依頼の相談

###### オ 生活相談

生活保護法の適用等経済的問題に関する相談及び日常生活上の悩みや不適応行動、余暇活動等に関する相談

カ 教育相談

特別支援学校高等部等の学校教育や卒業後の進路に関する相談のほか、家庭における教育等に関する相談

キ 療育手帳相談

療育手帳に関する相談

ク その他の相談

ア～キのいずれにも該当しない相談

③ 判定内容

ア 医学的判定

精神医学的診断に基づき判定を行ったもの

イ 心理学的判定

心理学的諸検査及び観察等により心理学的判定を行ったもの

ウ 職能的判定

動作能力、作業素質及び生活環境等により適職の判定を行ったもの

エ その他の判定

ア～ウのいずれにも該当しない判定

④ 判定書等の交付

相談、判定の結果について、市町あてに判定・意見書を交付し、市町が実施する援護について専門的技術的支援を行っています。また、知的障がい者の生活の安定、向上を図るため、社会保障上の制度活用に関する判定書（各種証明書等）を交付しています。

(2) 地域支援

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい者入所調整会議等）に出席し、困難事例等に対する支援検討、関係機関によるネットワーク構築のための協議等を行うほか、必要に応じて助言や提案を行っています。

② 入所調整

知的障がい者の施設入所希望に関する情報の集約及び入所待機者名簿

の管理、施設の入退所状況のとりまとめを行い、市町相互間の連絡調整及び市町、施設に対する情報の提供等を行っています。

(3) 関係機関への支援

・三重県地域生活定着支援センター

知的障がい有するため、又は知的障がい疑われるために福祉的な支援を必要とする矯正施設及び更生保護施設等の退所予定者又は退所者のうち、18歳以上の者で援護を実施する市町が定まっておらず、判定を受けることを同意している者について、三重県地域生活定着支援センターの依頼により、社会復帰及び地域生活への定着支援に資するよう知的障がいの判定を行っています。

(4) 研修

地域生活支援の視点で、市町職員をはじめとする知的障がい者支援従事者に対して研修を行い、資質の向上を図っています。

### 第3 令和4年度業務実績

#### 1 総務・身体障害者支援課

##### (1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

		視 覚	聴 覚 平 衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不自由	脳原性	心 臓	じん臓
交付・ 処理件数	新規交付	364	430	70	2,146	50	855	538
	再交付(認定)	408	345	39	1,436	214	1,786	363
	再交付(取替)	54	86	23	399	21	150	68
	居住地変更	101	101	28	663	51	131	90
	返還	352	485	101	2,923	39	870	548
	県内転入	36	33	5	122	4	32	21
	県外転出	19	20	4	95	3	26	14
合計		1,334	1,500	270	7,784	382	3,850	1,642

		呼吸器	ぼうこう 直 腸	小 腸	肝臓	その他	合 計
交付・ 処理件数	新規交付	257	506	4	10	28	5,258
	再交付(認定)	89	268	15	2	19	4,984
	再交付(取替)	15	30	1	3	1	851
	居住地変更	16	47	2	11	6	1,247
	返還	267	487	3	5	26	6,106
	県内転入	3	9	0	9	3	277
	県外転出	4	6	0	7	1	199
合計		651	1,353	25	47	84	18,922

身体障害者手帳市町別交付事務処理件数

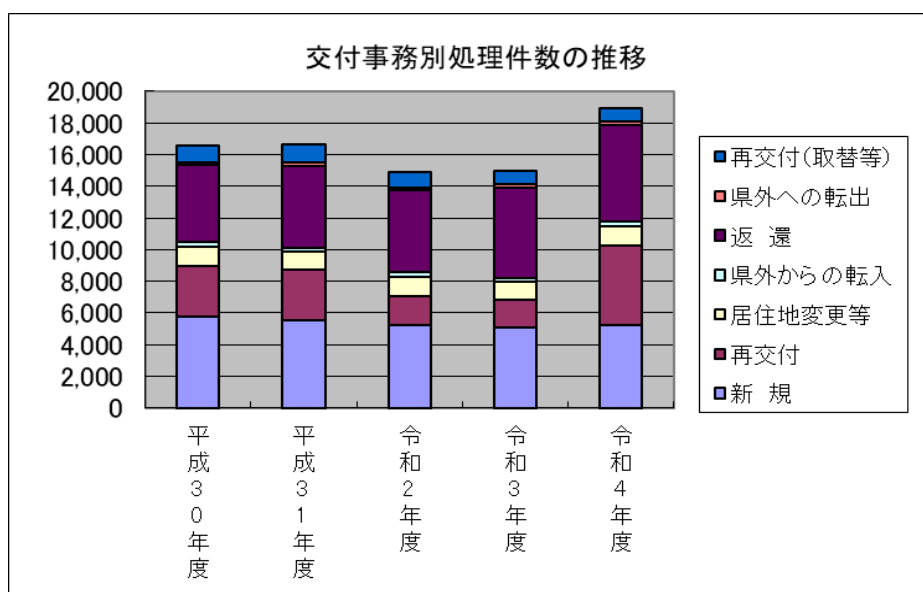
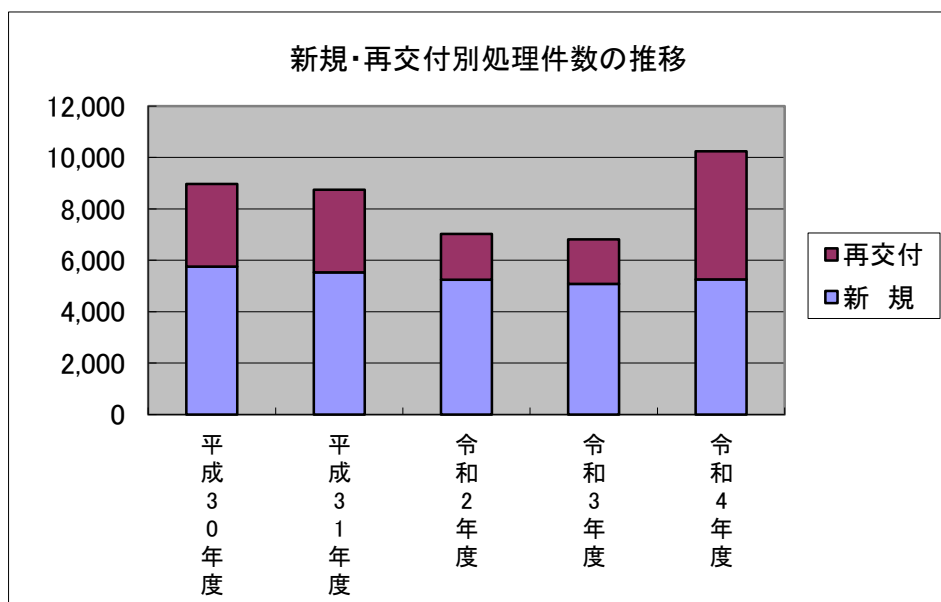
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	786	789	142	217	841	39	20	2,834
四日市市	784	776	139	196	780	43	36	2,754
伊勢市	405	360	73	93	486	14	15	1,446
松阪市	491	486	66	146	617	11	10	1,827
桑名市	413	356	68	93	407	25	19	1,381
鈴鹿市	553	549	126	131	590	35	23	2,007
名張市	210	241	27	45	285	25	18	851
尾鷲市	84	79	6	25	104	5	5	308
亀山市	131	126	19	38	156	8	6	484
鳥羽市	79	43	21	9	85	2	5	244
熊野市	55	63	11	10	88	2	4	233
いなべ市	130	118	16	35	146	5	1	451
志摩市	170	136	15	37	236	4	7	605
伊賀市	307	258	43	44	382	23	9	1,066
市計	4,598	4,380	772	1,119	5,203	241	178	16,491
木曾岬町	21	12	1	0	30	4	5	73
東員町	62	46	12	15	89	4	4	232
菰野町	104	83	15	31	135	5	3	376
朝日町	27	19	2	1	0	0	0	49
川越町	35	35	4	8	34	3	3	122
多気町	35	33	3	0	67	1	0	139
明和町	84	64	8	7	82	0	0	245
大台町	33	32	7	2	54	0	0	128
玉城町	39	37	0	15	49	2	0	142
度会町	23	26	2	4	27	1	0	83
大紀町	45	27	2	12	50	0	0	136
南伊勢町	60	71	6	9	111	2	0	259
紀北町	32	57	10	13	86	1	3	202
御浜町	22	20	2	3	42	5	2	96
紀宝町	38	42	5	8	47	8	1	149
町計	660	604	79	128	903	36	21	2,431
合計	5,258	4,984	851	1,247	6,106	277	199	18,922



(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規	5,758	5,525	5,240	5,084	5,258
再交付	3,211	3,215	1,782	1,734	4,984
居住地変更等	1,190	1,109	1,267	1,154	1,247
県外からの転入	284	259	266	235	277
返還	4,866	5,185	5,182	5,706	6,106
県外への転出	200	214	194	212	199
再交付(取替等)	1,052	1,104	978	868	851
合計	16,561	16,611	14,909	14,993	18,922



(3) 身体障害者手帳交付者数 (令和5年4月1日現在)

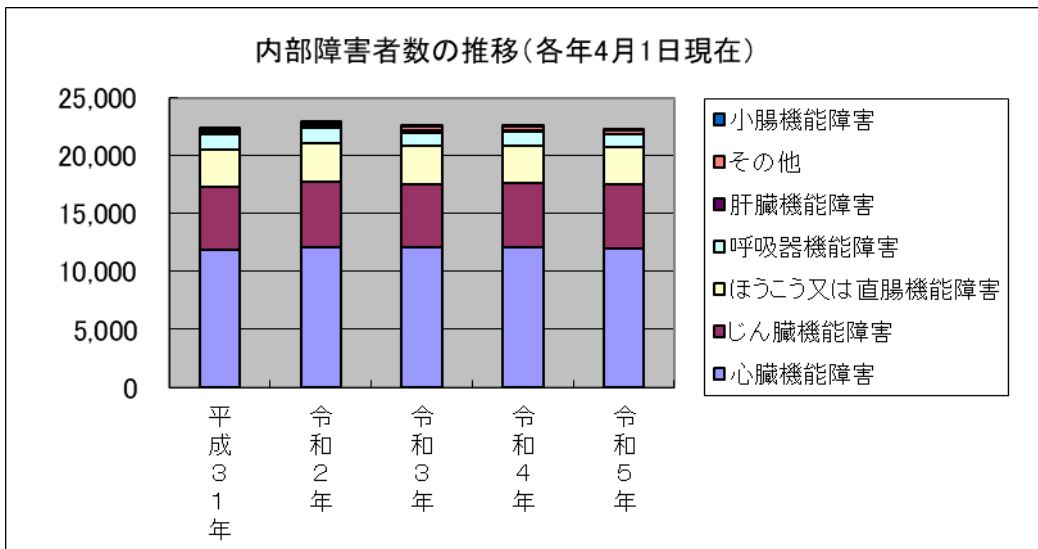
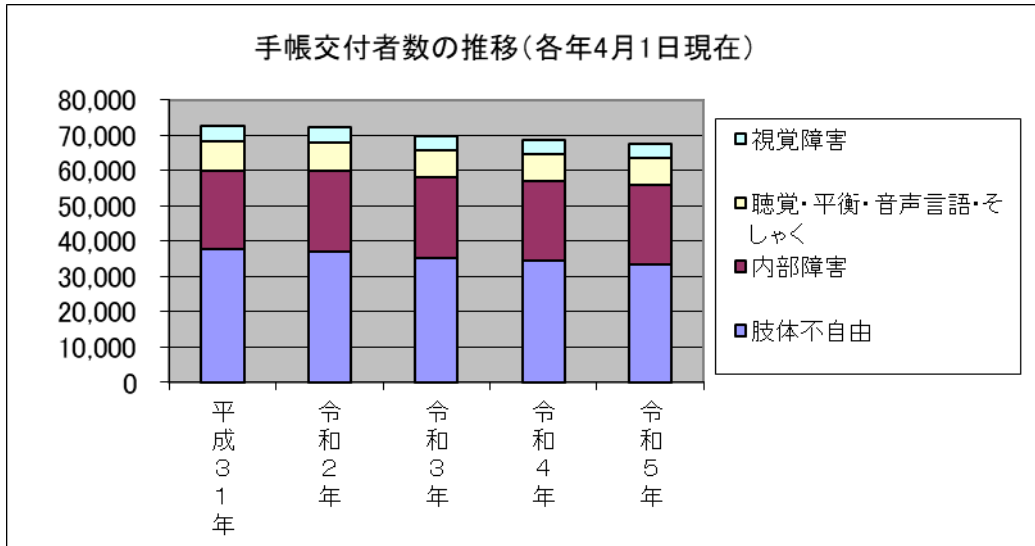
等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別構成比	
障害別										
視覚障害	児	27	7	2	7	6	1	50	5.9%	
	者	1,363	1,322	268	251	496	224	3,924		
	計	1,390	1,329	270	258	502	225	3,974		
聴覚又は 平衡機能障害	児	1	67	24	16	1	37	146	10.3%	
	者	278	1,436	957	1,337	33	2,760	6,801		
	計	279	1,503	981	1,353	34	2,797	6,947		
音声,言語機能 又はそしゃく 機能障害	児	0	0	1	2			3	1.1%	
	者	37	57	388	286			768		
	計	37	57	389	288	0	0	771		
肢体不自由	児	373	317	72	32	89	30	913	49.4%	
	者	5,822	6,242	6,854	8,698	2,980	1,784	32,380		
	計	6,195	6,559	6,926	8,730	3,069	1,814	33,293		
内 部 障 害	心臓機能障害	児	49	0	43	15			107	17.8%
		者	7,480	90	2,264	2,091			11,925	
		計	7,529	90	2,307	2,106	0	0	12,032	
呼吸器機能障害	児	15	0	5	5			25	1.7%	
	者	293	19	625	164			1,101		
	計	308	19	630	169	0	0	1,126		
じん臓機能障害	児	12	0	0	0			12	8.2%	
	者	5,096	21	255	149			5,521		
	計	5,108	21	255	149	0	0	5,533		
ぼうこう又は 直腸機能障害	児	2	0	9	13			24	4.8%	
	者	13	8	188	2,983			3,192		
	計	15	8	197	2,996	0	0	3,216		
小腸機能障害	児	1	0	3	0			4	0.1%	
	者	15	6	6	52			79		
	計	16	6	9	52	0	0	83		
肝臓機能障害	児	19	0	0	0			19	0.3%	
	者	117	21	22	21			181		
	計	136	21	22	21	0	0	200		
その他	児	0	0	0	0			0	0.4%	
	者	42	113	102	22			279		
	計	42	113	102	22	0	0	279		
(内部障害計)	児	98	0	60	33	0	0	191	33.3%	
	者	13,056	278	3,462	5,482	0	0	22,278		
	計	13,154	278	3,522	5,515	0	0	22,469		
合計	児	499	391	159	90	96	68	1,303	100.0%	
	者	20,556	9,335	11,929	16,054	3,509	4,768	66,151		
	計	21,055	9,726	12,088	16,144	3,605	4,836	67,454		
等級別構成比		31.2%	14.4%	17.9%	23.9%	5.4%	7.2%	100.0%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

身体障害者手帳市町別交付者数

(単位:人)

障害区分 市町名	視 覚	聴覚・ 平衡	音声 言語 そし やく	肢体 不自由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心 臓	呼吸 器	腎 臓	膀胱 直腸	小 腸	肝 臓	その 他	計	児	者	
津市	685	1,032	101	5,443	1,704	154	816	490	10	41		3,215	232	10,244	10,476
四日市市	609	858	111	4,450	1,930	142	916	512	10	24		3,534	214	9,348	9,562
伊勢市	300	583	50	2,281	984	94	405	206	3	19		1,711	93	4,832	4,925
松阪市	360	682	87	3,099	995	93	508	346	7	21		1,970	138	6,060	6,198
桑名市	263	407	48	2,049	945	91	346	237	7	10		1,636	83	4,320	4,403
鈴鹿市	398	735	68	3,433	1,081	131	651	299	8	16		2,186	169	6,651	6,820
名張市	195	387	37	1,751	534	58	233	140	9	9		983	63	3,290	3,353
尾鷲市	51	108	16	547	183	20	103	55	1	4		366	14	1,074	1,088
亀山市	91	164	30	934	258	25	140	88	0	6		517	53	1,683	1,736
鳥羽市	66	133	17	498	203	27	85	52	0	3		370	4	1,080	1,084
熊野市	35	87	5	472	188	25	67	51	0	3		334	11	922	933
いなべ市	82	175	21	742	244	28	119	64	1	5		461	26	1,455	1,481
志摩市	137	295	32	1,040	407	35	174	103	1	4		724	17	2,211	2,228
伊賀市	245	443	39	2,184	640	48	268	178	2	15		1,151	42	4,020	4,062
(市計)	3,517	6,089	662	28,923	10,296	971	4,831	2,821	59	180		19,158	1,159	57,190	58,349
木曾岬町	10	9	6	78	48	3	26	17	0	0		94	2	195	197
東員町	46	67	10	397	155	18	68	43	1	4		289	19	790	809
菰野町	64	128	10	642	240	26	124	67	2	2		461	27	1,278	1,305
朝日町	15	25	1	110	53	4	26	10	0	0		93	12	232	244
川越町	16	18	6	194	79	3	32	13	0	0		127	7	354	361
多気町	29	68	7	267	100	1	43	24	1	1		170	9	532	541
明和町	49	105	7	462	193	15	60	41	0	2		311	23	911	934
大台町	12	27	6	215	90	4	17	23	0	0		134	2	392	394
玉城町	37	57	8	308	127	13	52	24	1	1		218	13	615	628
度会町	23	46	3	189	72	7	22	0	17	1		119	6	374	380
大紀町	25	51	5	243	94	16	44	20	1	0		175	4	495	499
南伊勢町	59	119	15	413	207	13	60	35	0	2		317	9	914	923
紀北町	38	77	12	391	147	8	64	33	1	3		256	4	770	774
御浜町	18	27	3	202	62	16	25	22	0	1		126	2	374	376
紀宝町	16	34	10	259	69	8	39	23	0	3		142	5	456	461
(町計)	457	858	109	4,370	1,736	155	702	395	24	20	0	3,032	144	8,682	8,826
その他											279	279		279	279
県合計	3,974	6,947	771	33,293	12,032	1,126	5,533	3,216	83	200	279	22,469	1,303	66,151	67,454



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 令和4年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	6	14	13	8	6	3	50
指定件数	6	14	13	8	6	3	50
うち新規指定者	6	14	11	7	5	3	46

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定申請件数	72	54	61	48	50
指定件数	72	54	61	48	50

障害保健福祉圏域別指定医師配置状況 (令和5年4月1日現在)

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
<b>桑名員弁</b>	<b>243</b>	<b>877</b>	<b>24</b>	<b>27</b>	<b>31</b>	<b>45</b>	<b>26</b>	<b>167</b>	<b>115</b>	<b>118</b>	<b>115</b>	<b>86</b>	<b>89</b>	<b>2</b>	<b>32</b>
桑名市	184	698	17	20	25	38	21	127	91	95	92	70	74	1	27
いなべ市	45	140	5	4	4	5	3	30	18	18	18	15	14	1	5
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	14	39	2	3	2	2	2	10	6	5	5	1	1	0	0
<b>四日市</b>	<b>459</b>	<b>1,600</b>	<b>49</b>	<b>38</b>	<b>59</b>	<b>86</b>	<b>50</b>	<b>304</b>	<b>221</b>	<b>239</b>	<b>220</b>	<b>137</b>	<b>154</b>	<b>5</b>	<b>38</b>
四日市市	415	1,444	43	34	54	78	47	273	199	215	200	122	138	5	36
菟野町	32	119	5	4	5	7	3	23	16	17	14	12	12	0	1
朝日町	4	12	0	0	0	0	0	2	2	3	2	1	1	0	1
川越町	8	25	1	0	0	1	0	6	4	4	4	2	3	0	0
<b>鈴鹿・亀山</b>	<b>269</b>	<b>913</b>	<b>30</b>	<b>22</b>	<b>28</b>	<b>50</b>	<b>26</b>	<b>190</b>	<b>123</b>	<b>124</b>	<b>122</b>	<b>77</b>	<b>94</b>	<b>4</b>	<b>23</b>
鈴鹿市	232	784	23	19	25	46	23	165	105	107	103	66	81	4	17
亀山市	37	129	7	3	3	4	3	25	18	17	19	11	13	0	6
<b>津</b>	<b>552</b>	<b>1,990</b>	<b>71</b>	<b>60</b>	<b>78</b>	<b>118</b>	<b>77</b>	<b>359</b>	<b>268</b>	<b>257</b>	<b>269</b>	<b>177</b>	<b>192</b>	<b>9</b>	<b>55</b>
津市	552	1,990	71	60	78	118	77	359	268	257	269	177	192	9	55
<b>松阪多気</b>	<b>288</b>	<b>1,000</b>	<b>32</b>	<b>23</b>	<b>32</b>	<b>49</b>	<b>25</b>	<b>201</b>	<b>142</b>	<b>151</b>	<b>139</b>	<b>81</b>	<b>100</b>	<b>2</b>	<b>23</b>
松阪市	244	839	27	19	27	41	22	166	118	129	116	67	85	1	21
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	26	93	4	3	4	6	2	19	14	12	12	8	7	1	1
大台町	14	56	0	1	1	2	1	13	8	8	9	5	7	0	1
<b>伊勢志摩</b>	<b>270</b>	<b>957</b>	<b>34</b>	<b>29</b>	<b>38</b>	<b>52</b>	<b>28</b>	<b>184</b>	<b>133</b>	<b>136</b>	<b>134</b>	<b>73</b>	<b>92</b>	<b>5</b>	<b>19</b>
伊勢市	181	618	27	24	32	42	23	113	81	84	81	42	56	3	10
鳥羽市	13	59	1	0	0	1	0	12	9	8	9	7	7	2	3
志摩市	48	164	6	4	5	7	4	33	23	24	24	15	16	0	3
玉城町	11	54	0	1	1	2	1	10	8	8	8	7	7	0	1
度会町	1	1						1							
南伊勢町	10	41	0	0	0	0	0	9	8	8	7	2	5	0	2
大紀町	6	20	0	0	0	0	0	6	4	4	5	0	1	0	0
<b>伊賀</b>	<b>171</b>	<b>576</b>	<b>13</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>19</b>	<b>9</b>	<b>110</b>	<b>89</b>	<b>90</b>	<b>84</b>	<b>58</b>	<b>67</b>	<b>0</b>	<b>15</b>
名張市	80	251	5	6	6	10	6	50	38	38	41	20	26	0	5
伊賀市	91	325	8	5	5	9	3	60	51	52	43	38	41	0	10
<b>紀北</b>	<b>50</b>	<b>206</b>	<b>6</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>36</b>	<b>29</b>	<b>29</b>	<b>28</b>	<b>23</b>	<b>21</b>	<b>1</b>	<b>12</b>
尾鷲市	33	121	6	5	5	6	4	21	14	16	14	11	11	0	8
紀北町	17	85	0	0	0	4	0	15	15	13	14	9	10	1	4
<b>紀南</b>	<b>34</b>	<b>141</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>3</b>	<b>24</b>	<b>20</b>	<b>21</b>	<b>20</b>	<b>12</b>	<b>17</b>	<b>0</b>	<b>8</b>
熊野市	12	54	2	0	1	2	1	9	9	9	8	4	7	0	2
御浜町	19	70	1	1	2	6	2	12	8	9	9	8	7	0	5
紀宝町	3	17	0	0	0	1	0	3	3	3	3	0	3	0	1
<b>合計</b>	<b>2,336</b>	<b>8,260</b>	<b>262</b>	<b>216</b>	<b>285</b>	<b>438</b>	<b>248</b>	<b>1,575</b>	<b>1,140</b>	<b>1,165</b>	<b>1,131</b>	<b>724</b>	<b>826</b>	<b>28</b>	<b>225</b>

## (5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

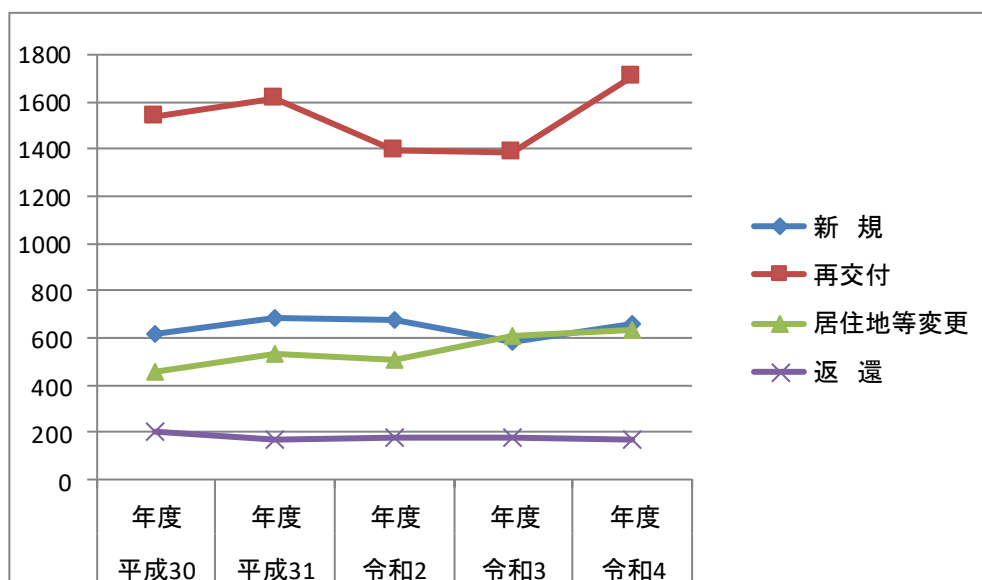
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

市町名	新規交付	再交付	居住地等変更	返還	計
津市	100	195	112	28	435
四日市市	140	320	112	26	598
伊勢市	37	113	36	14	200
松阪市	48	136	60	15	259
桑名市	60	161	48	15	284
鈴鹿市	74	222	73	14	383
名張市	31	81	32	5	149
尾鷲市	2	12	2	0	16
亀山市	17	77	21	5	120
鳥羽市	4	16	4	1	25
熊野市	6	20	5	4	35
いなべ市	14	51	12	4	81
志摩市	12	30	5	5	52
伊賀市	36	67	40	7	150
市計	581	1,501	562	143	2,787
木曾岬町	5	12	2	1	20
東員町	9	13	3	4	29
菰野町	15	39	24	4	82
朝日町	9	16	4	0	29
川越町	3	13	7	1	24
多気町	7	16	8	3	34
明和町	9	19	4	3	35
大台町	0	13	2	1	16
玉城町	4	17	4	0	25
度会町	0	4	3	0	7
大紀町	2	9	1	4	16
南伊勢町	2	12	5	1	20
紀北町	4	12	0	3	19
御浜町	2	7	3	0	12
紀宝町	6	7	4	0	17
町計	77	209	74	25	385
合計	658	1,710	636	168	3,172

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
新規	615	681	674	584	658
再交付	1,534	1,610	1,396	1,384	1,710
小計	2,149	2,294	2,070	1,968	2,368
居住地等変更	454	529	509	605	636
返還	199	165	175	174	168
合計	2,802	2,988	2,754	2,747	3,172

処理件数の推移



## (7)療育手帳交付者数(令和5年4月1日現在)

(単位:人)

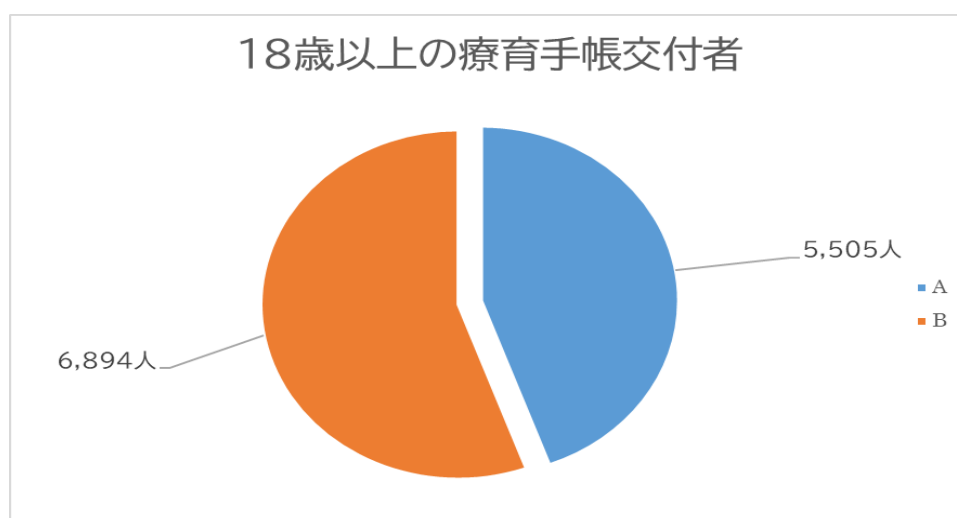
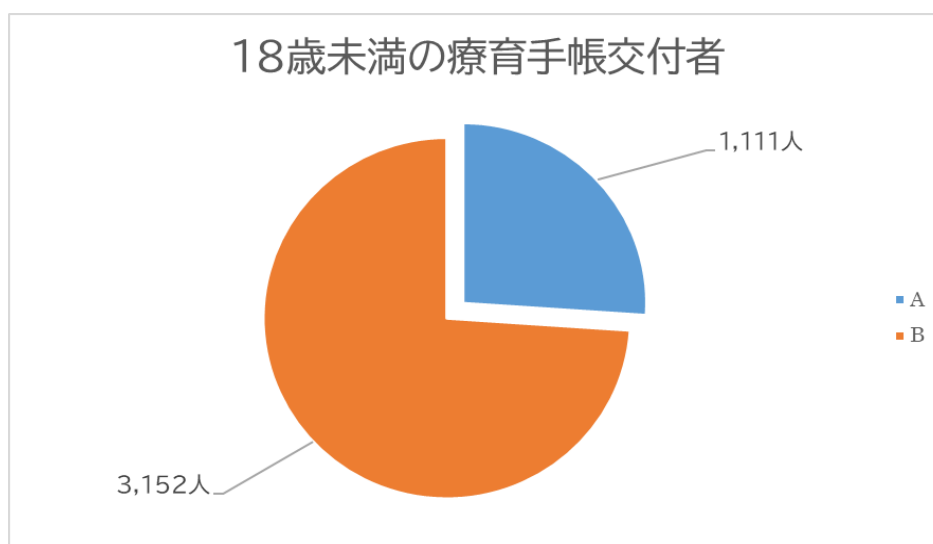
区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,770	922	176	458	634	949	1,109	2,058	1,125	1,567	2,692
四日市市	1,739	980	236	595	831	793	1,095	1,888	1,029	1,690	2,719
伊勢市	629	377	45	150	195	392	419	811	437	569	1,006
松阪市	943	565	53	321	374	487	647	1,134	540	968	1,508
桑名市	768	431	98	285	383	344	472	816	442	757	1,199
鈴鹿市	1,223	684	157	445	602	585	720	1,305	742	1,165	1,907
名張市	525	320	53	117	170	252	423	675	305	540	845
尾鷲市	106	65	6	24	30	70	71	141	76	95	171
亀山市	302	136	39	88	127	115	196	311	154	284	438
鳥羽市	109	79	6	20	26	92	70	162	98	90	188
熊野市	138	78	7	41	48	89	79	168	96	120	216
いなべ市	236	143	27	68	95	134	150	284	161	218	379
志摩市	214	157	10	35	45	178	148	326	188	183	371
伊賀市	570	368	62	167	229	281	428	709	343	595	938
(市計)	9,272	5,305	975	2,814	3,789	4,761	6,027	10,788	5,736	8,841	14,577
木曾岬町	29	19	7	12	19	14	15	29	21	27	48
東員町	117	66	20	34	54	68	61	129	88	95	183
菰野町	290	121	25	81	106	143	162	305	168	243	411
朝日町	50	33	11	28	39	20	24	44	31	52	83
川越町	80	33	14	15	29	30	54	84	44	69	113
多気町	90	65	8	28	36	46	73	119	54	101	155
明和町	133	64	8	44	52	50	95	145	58	139	197
大台町	55	33	3	10	13	34	41	75	37	51	88
玉城町	100	54	9	12	21	55	78	133	64	90	154
度会町	40	24	7	8	15	21	28	49	28	36	64
大紀町	44	35	5	9	14	35	30	65	40	39	79
南伊勢町	80	59	2	8	10	66	63	129	68	71	139
紀北町	105	66	7	15	22	82	67	149	89	82	171
御浜町	58	39	2	12	14	39	44	83	41	56	97
紀宝町	62	41	8	22	30	41	32	73	49	54	103
(町計)	1,333	752	136	338	474	744	867	1,611	880	1,205	2,085
県合計	10,605	6,057	1,111	3,152	4,263	5,505	6,894	12,399	6,616	10,046	16,662



年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数(R5.4.1)

(単位:人)

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳未満	男	783	2,171	2,954
	女	328	981	1,309
	計	1,111	3,152	4,263
18歳以上	男	3,357	4,294	7,651
	女	2,148	2,600	4,748
	計	5,505	6,894	12,399
合計	男	4,140	6,465	10,605
	女	2,476	3,581	6,057
	計	6,616	10,046	16,662



(8) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

(9) 判定業務

医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を確認し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。

判定には、書類判定と来所判定があります。

令和4年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月3回）	13:30～16:30
耳鼻科	毎月第2・4水曜日	13:00～15:00
内科（じん臓）	書類判定 毎月第2・4水曜日	15:00～16:00
内科（心臓）	書類判定 毎月第2・4水曜日	9:00～10:00
内科（免疫）	書類判定	随 時
内科（肝臓）	書類判定	随 時
内科（小腸）	書類判定	随 時
内科（呼吸器）	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

(10) 判定等実施状況

令和4年度中に実施した判定依頼件数は747件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が757件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が552件、判定件数が557件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が195件、判定件数が200件でした。

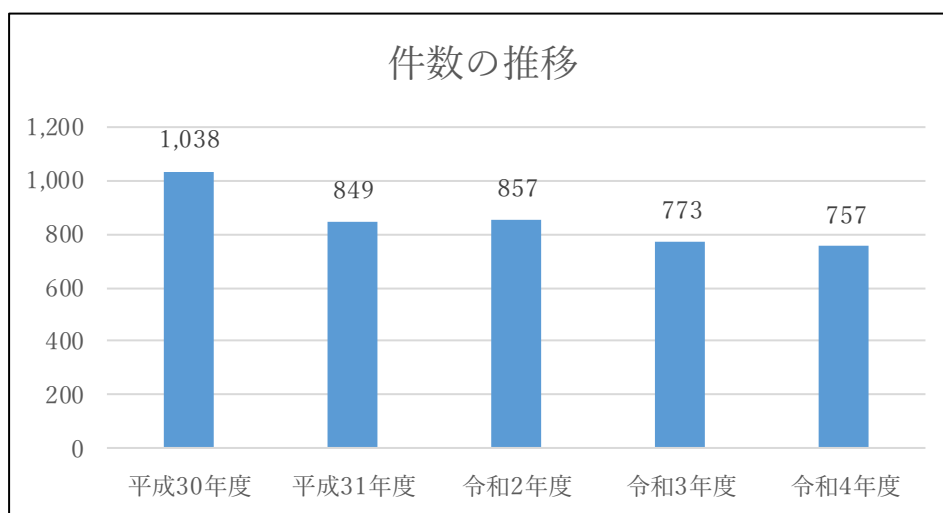
令和4年度判定依頼・判定件数

区分		来所	計	構成比
判定依頼内容	更生医療	195	195	26.1%
	補装具	552	552	73.9%
	職業	0	0	0.0%
	施設	0	0	0.0%
	生活	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	747	747	
判定依頼件数		747	747	—
判定内容	更生医療	200	200	26.4%
	補装具	557	557	73.6%
	心理判定	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	757	757	
判定書交付件数		757	757	

※ 来所には、書類による判定を含む

(11) 判定依頼件数の過去5年間の推移

相談・判定	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数の推移	1,038	849	857	773	757



(12) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来所	1,038	849	857	773	757
巡回	0	0	0	0	0
計	1,038	849	857	773	757

※ 来所には、書類による判定を含む

※ 巡回は平成22年度をもって廃止

(13) 判定依頼状況の過去5年間の推移

年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	273	235	277	221	200
補装具	765	614	580	552	557
心理判定	0	0	0	0	0
手帳診断	0	0	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	1,038	849	857	773	757

(14) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	1	0.5%
	弁置換術・弁形成術	4	1.8%
	ペースメーカー植え込み術	3	1.3%
	その他	0	0.0%
じん臓機能障害	透析療法	103	46.0%
	免疫抑制療法	45	20.1%
	腎移植	30	13.4%
肢体不自由	人工関節置換術・他	8	3.5%
	その他	0	0.0%
肝臓障害	肝臓移植	1	0.5%
	免疫抑制療法	3	1.3%
免疫機能障害	免疫調整療法	22	9.8%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	3	1.3%
	顎形成・歯列矯正・他	1	0.5%
視覚障害	水晶体再建術	0	0.0%
計		224	

\*判定依頼1件に複数治療を要す場合は複数カウント(比率は四捨五入にて算出)

(15) 補装具判定の状況

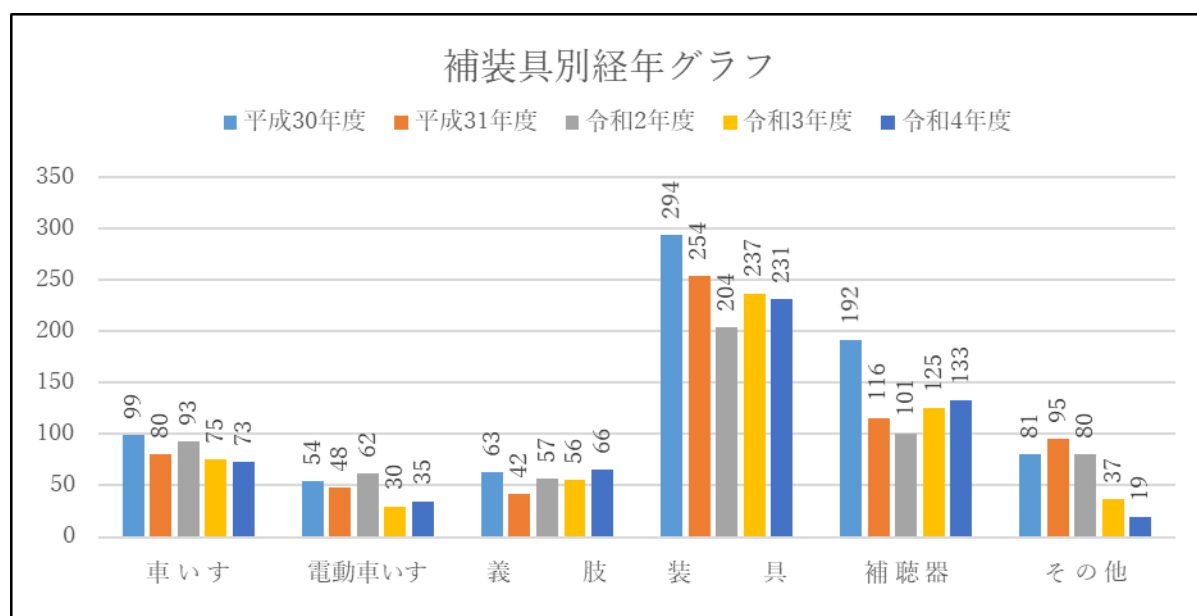
補装具の判定は、装具が最も多く41.5%、次いで補聴器が23.9%、車椅子が13.1%となっています。

令和4年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車椅子	73	13.1%
電動車椅子	35	6.3%
義肢	66	11.8%
装具	231	41.5%
補聴器	133	23.9%
眼鏡	0	0.0%
その他	19	3.4%
計	557	100.0%

※年度別判定状況(過去5年間の推移)

種 目	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
車椅子	99	80	93	75	73
電動車椅子	54	48	62	30	35
義 肢	63	42	57	56	66
装 具	294	254	204	237	231
補聴器	192	116	101	125	133
眼 鏡	0	0	0	0	0
そ の 他	81	95	80	37	19
計	783	635	597	560	557



(16) 研修の状況

① 市町障がい者福祉担当職員研修(基礎研修)

身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修をオンラインで実施しました。

令和4年5月30日、29市町に下記の内容で動画配信しました。

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自立支援医療(更生医療)
- ・ 補装具総論(制度の概要、判定事務等)
- ・ 補装具各論1(整形外科)
- ・ 補装具各論2(耳鼻科、眼科)
- ・ 障害者支援施設入所関係事務

② 市町障がい者福祉担当職員研修(専門研修)

施設内でクラスターが発生したため、開催を中止しました。

(17) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を1回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(18) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、52件を新規指定しました。

また、指定更新51件、医師変更8件、管理薬剤師変更76件受理しました。

- ① 指定自立医療機関（登録専門医師数、令和5年3月末）

腎臓	49
腎移植	3
肝臓移植	1
肝臓移植後の抗免疫療法	3
心臓脈管外科	12
小腸	2
免疫	3
中枢神経	2
脳神経外科	6
整形外科	27
形成外科	1
口腔	5
歯科矯正	22
耳鼻咽喉科	5
眼科	7
計	148

- ② 指定自立医療機関（薬局）

薬局	670
----	-----

- ③ 指定自立医療機関（訪問看護）

訪問看護	51
------	----

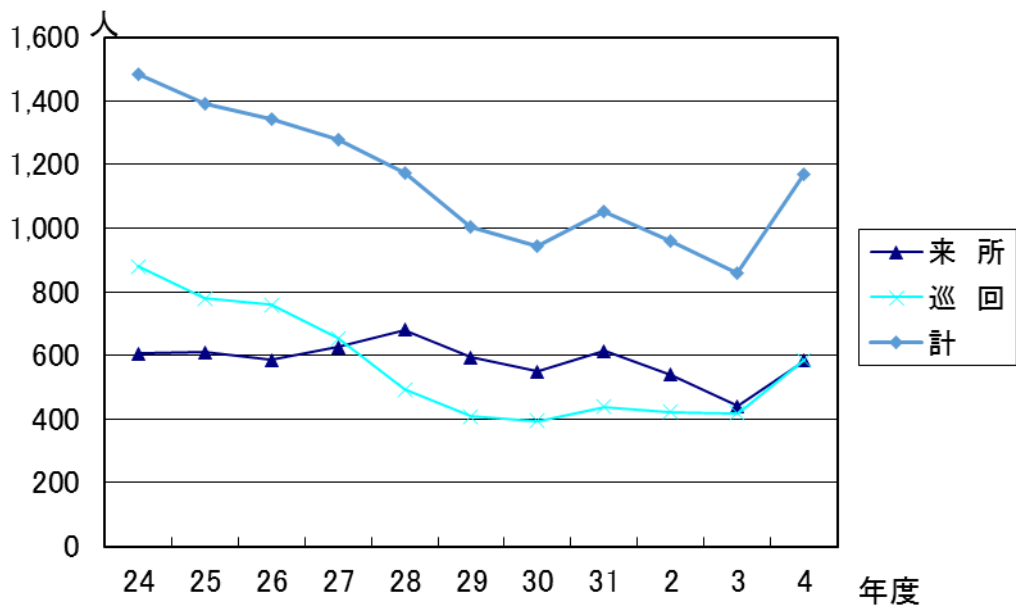
## 2 知的障害者支援課

### (1) 年度別相談人員の推移

年度	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4
来所	605	610	586	625	680	593	550	613	539	441	583
巡回	879	780	758	655	493	409	395	438	422	419	586
計	1,484	1,390	1,344	1,280	1,173	1,002	945	1,051	961	860	1,169

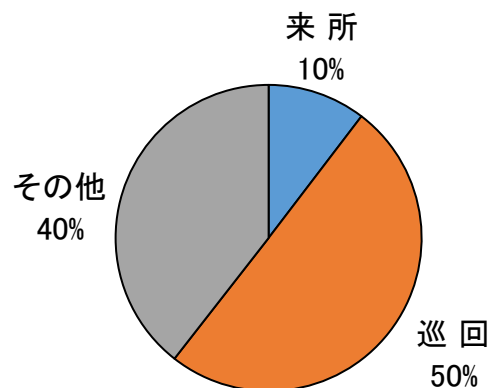
(注) 厚生労働省分類による

なお、「来所」には書面をもって判定を行った場合なども含む



### 2) 相談形態割合

項目	人員	割合
来所	121	10%
巡回	585	50%
その他	460	39%
計	1,166	100%

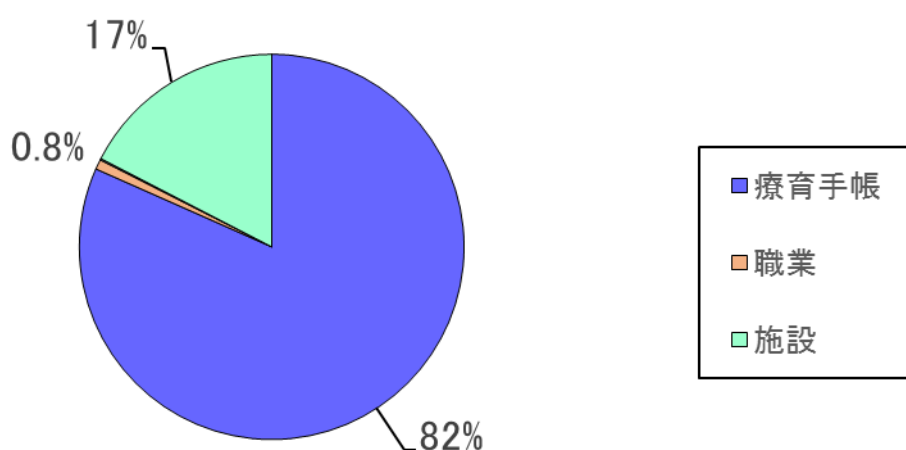




(3) 相談判定処理状況

区分		来 所	巡 回	その他	合 計
取扱人員		121	585	460	1166
相談内容	施設	17	124	6	147
	職親委託	0	0	0	0
	職業	0	0	7	7
	医療保健	0	0	0	0
	生活	1	0	0	1
	教育	0	0	0	0
	療育手帳	112	486	91	689
	その他	0	0	357	357
	計	130	610	461	1,201
判定内容	医学的判定	0	0	2	2
	心理学的判定	120	502	5	627
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	15	32	6	53
	計	135	534	13	682
判定書 数等 交付	障害支援区分	0	0	0	0
	療育手帳	112	481	40	633
	その他	14	39	361	414
	計	126	520	401	1,047

☆ 巡回



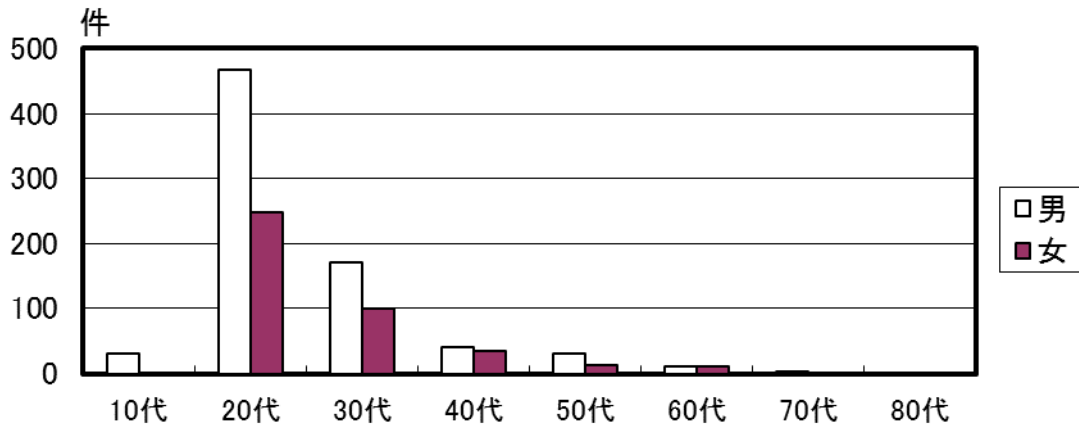
## (4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
津市	161	29	0	0	0	1	0	86	51	167
四日市市	200	16	0	0	0	0	0	114	73	203
伊勢市	87	11	0	1	0	0	0	50	27	89
松阪市	98	16	0	0	0	0	0	58	29	103
桑名市	79	4	0	1	0	0	0	45	31	81
鈴鹿市	106	6	0	3	0	0	0	70	28	107
名張市	71	22	0	0	0	0	0	43	11	76
尾鷲市	5	2	0	0	0	0	0	2	1	5
亀山市	50	0	0	0	0	0	0	34	16	50
鳥羽市	11	1	0	0	0	0	0	9	1	11
熊野市	6	1	0	0	0	0	0	2	3	6
いなべ市	37	4	0	0	0	0	0	21	13	38
志摩市	19	4	0	0	0	0	0	11	6	21
伊賀市	65	14	0	0	0	0	0	33	21	68
市計	995	130	0	5	0	1	0	578	311	1,025
木曾岬町	5	0	0	0	0	0	0	3	2	5
東員町	9	1	0	2	0	0	0	4	2	9
菰野町	20	1	0	0	0	0	0	11	9	21
朝日町	9	0	0	0	0	0	0	5	4	9
川越町	14	0	0	0	0	0	0	8	6	14
多気町	5	0	0	0	0	0	0	3	2	5
明和町	19	7	0	0	0	0	0	8	4	19
大台町	7	0	0	0	0	0	0	6	1	7
玉城町	15	4	0	0	0	0	0	10	3	17
度会町	2	2	0	0	0	0	0	1	0	3
大紀町	5	0	0	0	0	0	0	3	2	5
南伊勢町	9	0	0	0	0	0	0	6	3	9
紀北町	9	0	0	0	0	0	0	6	3	9
御浜町	9	2	0	0	0	0	0	5	3	10
紀宝町	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
町計	140	17	0	2	0	0	0	82	44	145
県計	1,135	147	0	7	0	1	0	660	355	1,170
県外	31	0	0	0	0	0	0	29	2	31
合計	1,166	147	0	7	0	1	0	689	357	1,201

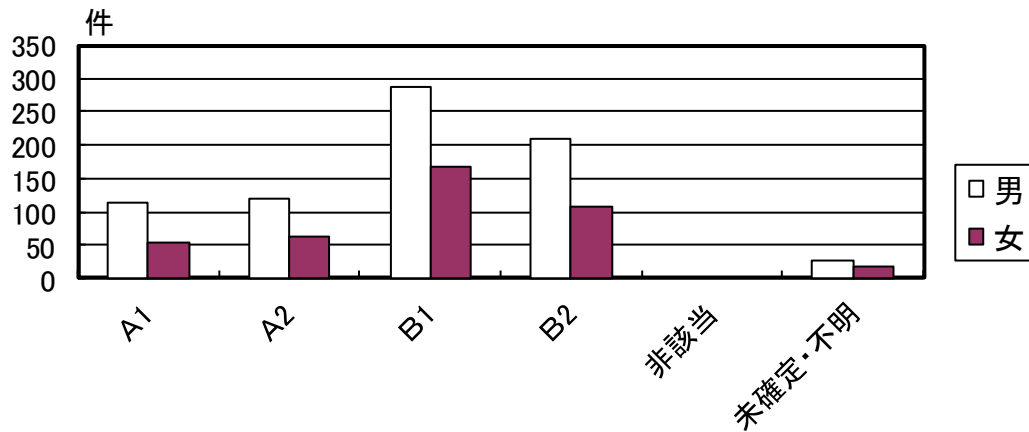
障害保健福祉圏域別相談判定状況

圏域名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
桑名員弁	130	9	0	3	0	0	0	73	48	133
四日市	243	17	0	0	0	0	0	138	92	247
鈴鹿亀山	156	6	0	3	0	0	0	104	44	157
津	161	29	0	0	0	1	0	86	51	167
松阪多気	129	23	0	0	0	0	0	75	36	134
伊勢志摩	148	22	0	1	0	0	0	90	42	155
伊賀	136	36	0	0	0	0	0	76	32	144
紀北	14	2	0	0	0	0	0	8	4	14
紀南	18	3	0	0	0	0	0	10	6	19
県外	31	0	0	0	0	0	0	29	2	31
合計	1,166	147	0	7	0	1	0	689	357	1,201

(5) 男女別年齢別相談件数

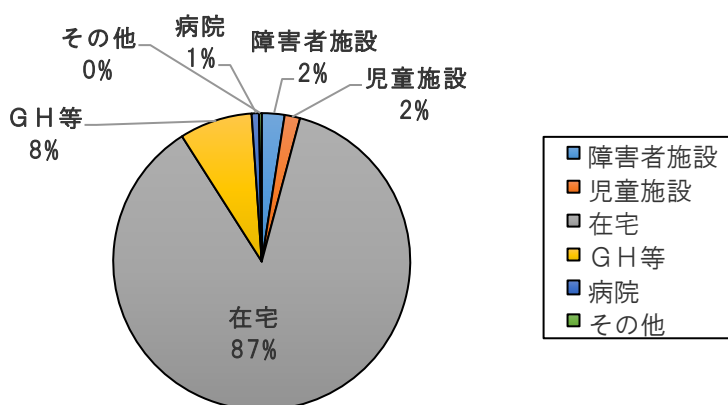


(6) 男女別程度別相談件数

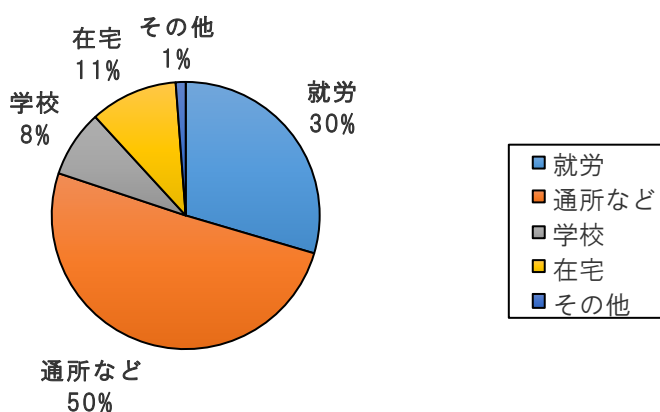


(7) 生活活動状況別相談割合

☆ 生活状況



☆ 活動状況



(8) 地域支援の状況

① 市町等地域支援

地域の協議会（知的障がい者入所調整会議）に計 22 回出席（うち書面審査 5 回）し、施設入所希望者の現状把握のほか、困難事例の検討等を行いました。

また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例の支援会議等には計 1 回参加しました。

② 入所調整

知的障がい者支援に係る障害者支援施設への入所を希望し、令和 4 年度に新たに待機者名簿へ掲載した者は 62 名でした。入所した対象者は 29 名で、待機者（実人数）は令和 5 年 4 月 1 日現在で 333 名となりました。待機者（実人数）は、平成 26 年度の 295 名から年々減少し、平成 29 年度には 262 名と

なりましたが、平成 30 年度からは増加に転じました。また、待機者 333 名のうち優先度 A が 16 名、B が 94 名、C が 219 名、D が 4 名で、施設の空きが出てもただちに入所を希望しない C や D の人が半数以上を占めている状態です。

入所調整については、平成 23 年度に「三重県障害者支援施設利用調整実施要領」を制定し実施してきたところですが、平成 25 年度には市町や施設の意見も参考にしながら要領の改正の検討を行いました。主な改正点は、地域の協議会等での入所検討資料にサービス等利用計画等を用いることや、福祉型障害児入所施設に入所している過齢児のうち障害者支援施設への入所が必要な者についての優先度の見直し等です。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

また、平成 27 年度、平成 29 年度には優先度に関するガイドラインの見直しを行い、短期入所が長期に亘っており、今後も継続して施設入所が必要な者等についての優先度を検討しました。（平成 28 年 4 月 1 日施行、平成 29 年 9 月 1 日施行）

令和元年度には市町が入所の必要性を検討する際、県障害者相談支援センターの入所判定を依頼することの明確化等の改正を行いました。（令和元年 5 月 1 日施行）

#### （9）研修の状況

##### ① 市町障がい者福祉担当職員基礎研修（知的障害者支援課担当分）

日 時 令和 4 年 5 月 30 日（月）

開催方法 動画配信

対 象 者 市町知的障がい者福祉担当職員

内 容 知的障がい者福祉に関する実務  
（知的障害者支援課作成の「市町知的障がい者福祉担当業務マニュアル」に基づき業務概要を説明）  
・知的障がいとは  
・療育手帳について  
・療育手帳判定業務について  
・施設入所調整について

##### ② 知的障がい者福祉専門研修

日 時 令和 4 年 12 月 9 日（金）

開催方法 W E B 研修

対 象 者 市町の知的障がい者福祉担当者

内 容 知的障がい者調査書の作成を通してケースワークを考える  
出席者数 15 市町 19 人

---

令和5年度版

**事 業 概 要**

発 行

令和5年 10 月  
三重県障害者相談支援センター  
〒514-0113  
三重県津市一身田大古曾670番地2  
電 話 (059) 236 - 0400

---